

平成29年2月8日

地域包括支援センター 管理責任者 様
指定介護予防支援事業所 管理者 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様

茅ヶ崎市介護保険担当課長

平成29年3月31日に要支援認定有効期間が満了となる利用者の対応
について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご理解、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市においては、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施いたします。その中で、平成29年3月31日に要支援認定有効期間が満了となる利用者において更新認定を必要とする場合には、4月1日から円滑にサービスを継続して利用していただくため、第1号介護予防支援事業の対応について次のとおりといたしますので、内容を確認の上、対応くださいますようお願いいたします。

1 平成29年4月1日以降、国基準型サービスへ移行が見込まれる利用者について

(1) 現在利用している事業所が国基準型サービスのみなし指定事業者になる場合

平成29年4月1日以降、国基準型サービスのみなし指定事業所を利用する場合は、引き続きサービスが利用できるようケアマネジメントの手続きを行ってください。

(2) 現在利用している事業所が国基準型サービスのみなし指定事業者にならない場合

現在利用している事業所が平成29年4月1日以降、国基準型のみなし指定を受けておらず、引き続きその事業所からのサービス提供が必要な場合は、市にご相談ください。

2 平成29年4月1日以降、サービスAへ移行が見込まれる利用者について

第1号事業の指定事業所の受付を2月から実施するため、サービスAの指定事業所の情報提供の時期は4月1日以降となる予定です。そのため、平成29年4月からサービスAを利用するにはケアプランに位置付けることが困難であることを考慮し、平成29年3月31日で認定有効期間が満了する要支援者については、平成29年4月1日以降のサービスを国基準訪問型サービスまたは国基準通所型サービスへ移行し、継続してサービスが利用できるようケアマネジメントの手続きを行うことができることとします。

その後、サービスAへ移行する際は、利用者に対して総合事業の説明をすることにより、利用者の理解や意向を確認した上で移行してください。

ただし、当該事業所がサービス A の指定を受ける予定であることを把握しており、手続きが行える場合は、サービス A の利用を進めてください。

また、利用者へは、制度の移行に向けた対応であること、サービス A の利用がでることも含め、理解の上ケアマネジメントを行ってください。

4 認定有効期間が平成 29 年 4 月末までの場合

第 1 号事業所の情報提供は 4 月 1 日以降を予定しており、総合事業でのケアプラン作成が可能であることから、原則、国基準型サービス及びサービス A を利用してください。

サービス A の指定状況については、各地域包括支援センターと情報共有するほか、市ホームページでも情報提供をしておりますが、制度の移行期間であることから、指定状況を踏まえ、サービス A の利用が困難である場合は高齢福祉介護課へご相談ください。

また、総合事業に関し、各地域包括支援センターと情報共有を図りながら事業を進めたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

茅ヶ崎市保健福祉部高齢福祉介護課
基盤整備担当
電話：0467-82-1111
内線 2121